

国土強靱化地域計画の策定趣旨

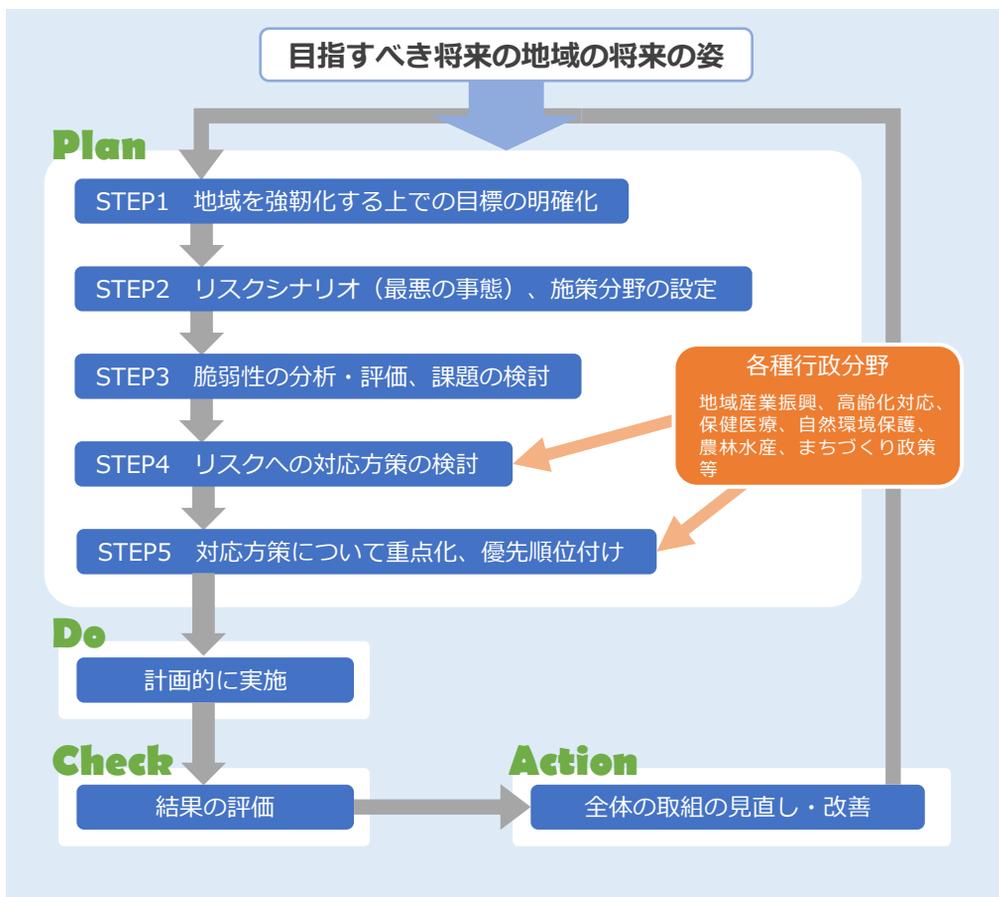
東日本大震災や100年に1度といわれる集中豪雨など大規模自然災害の経験を通じ、平時から自然災害に備えることが最重要課題であると認識されるようになりました。平成25年12月、防災・減災等に資する国土強靱化基本法が制定され、国土強靱化基本計画が定められました。山梨県ではこの基本法に基づき、県土の強靱化を推進するための山梨県強靱化計画を策定しました。

鳴沢村国土強靱化地域計画は国土強靱化基本法第13条に基づき制定するもので、村長期総合計画の下に位置し、なおかつ地域防災計画と並びイメージのものとしています。

計画の策定方法・推進期間

本計画では、下の図の流れを経て鳴沢村国土強靱化地域計画を策定しました。計画策定にあたっては、庁内検討委員会やパブリックコメントにおいて意見を聴取した上で検討を進めました。

本計画は、国土強靱化の推進について、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を示すこととし、令和3年度から7年度までの5年間で推進期間とし、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。



地域を強靱化する上で目標の明確化

基本目標

いかなる自然災害が発生しようとも、

- 1 命の保護が最大限図られること
- 2 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 村民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- 4 迅速な復旧復興を図ること

を基本目標とします。

事前に備えるべき目標

大規模自然災害に対して、本村における国土強靱化を推進する上で、事前に備えるべき目標を次の通り設定します。

- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

想定するリスク

本計画で対象とする大規模自然災害のリスクは、「地震（巨大地震＝東海地震、南海トラフ地震等）」「富士山噴火」「風水害」「土砂災害」「雪害」としています。

大規模自然災害等のリスク

地震

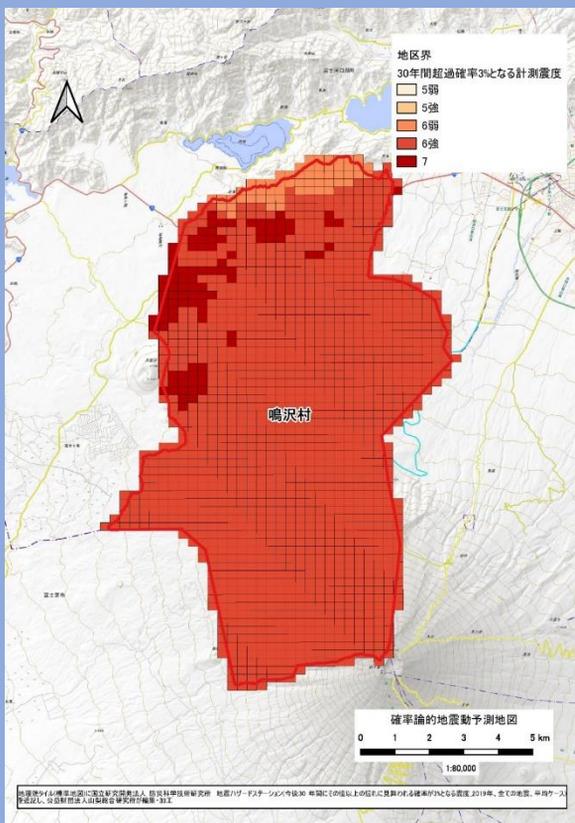
東海地震、南海トラフ地震については、本村は「地震防災対策推進地域」に指定されており、地震が発生した場合に著しい災害が発生するおそれがあります。

富士山噴火

発生した場合、本村に及ぼす影響が大きいと予想されています。本村は、富士溶岩流が基盤のため地質は比較的堅固であるものの、ひとたび大規模な噴火があれば富士溶岩流が近くまで到達する可能性のあることを示しています。

風水害 土砂災害 雪害

村内には河川湖沼がなく、洪水に関しては歴史的にも目立った被害はありません。村の面積の90%以上を占める山林の大部分は恩賜林で、裾野型の地形であり、山崩れ等の災害も少ないものの、一部急峻な地形もあるため、近年の地球温暖化などによる降雨の一極集中で土砂災害などが発生しないとは限りません。



確率論的地震動予測地図



震度7の可能性も

地震ハザードステーション（今後30年間にその値以上の揺れに見舞われる確率が3%となる震度）によると、足和田山周辺が震度6弱、村北西部に震度7、その他全域で震度6強の揺れが想定されています。2009年の予測地図に震度7はありませんでしたが、最新データ更新で、場所により震度7の可能性も予測されています。

大規模自然災害等のリスク

事前に備えるべき目標について、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を33項目設定し、その事態回避のための課題及び施策を検討しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（33）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	住宅地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	豪雨等による突発的又は広域かつ長期的な集落等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	富士山火山噴火による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-6	豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	交通網の寸断・途絶等により被災地で必要な物資等が行き渡らない事態
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足や医療施設及び関係者の被災、交通網やライフラインの寸断・途絶等による医療機能の麻痺又は大幅な低下
		2-4	別荘や宿泊施設、キャンプ場などの利用者を含む帰宅困難者への水・食料、休憩場所等の供給不足
		2-5	富士山火山噴火、地震等に伴うスバルライン等の寸断により下山に時間がかかり、富士山五合目以上の区域に多数の滞留者が発生し、水・食料、一時避難場所が確保できない事態
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	広範囲かつ長期的な停電発生に伴う信号機の停止等による重大な交通事故や深刻な交通渋滞の多発
		3-2	交通網やライフラインの寸断・途絶や職員の被災による行政機関の長期にわたる機能不全
		3-3	災害対策拠点である役場施設の倒壊及び災害拠点機能の混乱による行政機能の大幅な低下や停止
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経営の悪化や倒産
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	基幹的交通ネットワーク（中央自動車道・東富士五湖道路・鉄道）へのアクセスの遮断による物流・人流への甚大な影響
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2	長期にわたる上水道等の供給停止や污水处理施設の機能停止
		6-3	地域交通ネットワークの分断
		6-4	防災インフラの長期にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の損壊等に伴う陥没による交通麻痺
		7-2	防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化財の衰退・損失

特に回避すべき「最悪の事態」に対応する施策の中から、脆弱性評価の結果を踏まえ、最悪の事態を回避するために効果が大きい施策または緊急性が高い施策、影響が広範囲にわたる施策、災害時だけでなく平時の活用度が高い施策等を優先度の高い施策（重点施策）として選定し、本計画において特定したリスク(大規模自然災害)ごとの対策として整理しました。

1

巨大地震

- 庁舎等の耐震化（1-2）**
 - ・災害発生時の防災拠点としての機能を持つ新庁舎の建設
- 富士山火山防災の推進（1-4）**
 - ・富士山火山避難計画の改定
 - ・富士山火山避難促進施設の避難計画策定の推進
 - ・富士山国直轄火山砂防事業の推進
 - ・富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画の推進及び体制強化
- インフラ等耐震化及び長寿命化の推進（2-1）**
 - ・水道における耐震管への布設替え及び基幹的水道施設の耐震化の推進
 - ・基幹的水道施設の耐震診断の実施
- 災害時の医療救護・搬送体制等の整備（2-3）**
 - ・大規模震災時医療救護マニュアルの改訂
 - ・防災ヘリポートの確保及び整備の推進
- 被災建築物等の危険度判定の実施（7-1）**
 - ・被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

2

富士山火山噴火

- 庁舎等の耐震化（再掲）（1-2）**
- 富士山火山防災の推進（再掲）（1-4）**
- 災害時に備えた広域道路ネットワークの整備（1-4）**
 - ・代替輸送路及び集落の孤立化を防止するための道路整備
 - ・農道の維持管理
 - ・緊急輸送路となる幹線道路の整備
 - ・幹線街路網の整備の推進
 - ・富士山火山噴火等の災害に備えた富士北麓地域における道路網の整備
 - ・道路防災危険箇所等の解消
 - ・林道の維持管理
- 降灰対策の推進（1-4）**
 - ・富士山火山噴火に伴う降灰からの道路交通等の確保
 - ・富士山火山噴火に伴う降灰からの農地及び森林の保全
- 平時に噴火に備える事前対策の推進（1-4）**
 - ・防災関連施設・地域防災力等の把握
 - ・火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育
 - ・火山観測・監視体制の整備
 - ・異常現象発見の通報・伝達
 - ・関係機関との連携体制の整備
 - ・防災訓練
- 災害時の医療救護・搬送体制等の整備（再掲）（2-3）**

風水害

- **災害時応急対策の推進（1-3）**
 - ・ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- **水防対策の推進（1-3）**
 - ・ 水防用資材の備蓄の推進
 - ・ 水防施設の整備
- **土砂災害対策の推進（1-5）**
 - ・ 治山事業による土砂災害対策の推進
 - ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

土砂災害

- **水防対策の推進（再掲）（1-3）**
- **土砂災害対策の推進（再掲）（1-5）**
- **防災体制の充実・強化（6-4）**
 - ・ 治山事業による土砂災害対策の推進
 - ・ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進

雪害

- **道路除排雪計画の策定等（1-6）**
 - ・ 主要幹線道路等の除排雪計画の策定



複合災害、その他、すべての災害に関連する事項

- **防災体制の充実・強化（1-1）**
 - ・ 災害時に備えた民間企業との協定締結推進
 - ・ 不特定多数が集まる施設での避難訓練の実施
- **地域防災力の強化（1-1）**
 - ・ 防災訓練の実施
 - ・ ハザードマップの作成
 - ・ 地区防災計画等の作成促進
 - ・ 保育所等における防災対策の推進
 - ・ 自主防災組織の充実・強化及び維持
 - ・ 自主防災組織、人材育成及び意識啓発
 - ・ 小中学校における防災対策の推進
- **災害時要援護者等の支援体制の充実（1-2）**
 - ・ 要配慮者支援マニュアル等の策定
 - ・ 障害者に対する情報支援体制の構築
 - ・ 避難行動要支援者台帳の作成

複合災害、その他、すべての災害に関連する事項

- **緊急物資や燃料の確保（1-6）**
 - ・ 緊急物資の調達（調達の協定）
 - ・ 緊急物資の搬送・受け入れ体制の構築
 - ・ 緊急物資の管理
 - ・ 災害時における燃料確保の推進
 - ・ 燃料供給ルート確保
- **地域防災力の強化（2-1）**
 - ・ 災害備蓄品の確保
 - ・ 備蓄場所の確保
 - ・ 家庭での備蓄促進
- **道の駅への防災機能整備の推進（2-1）**
 - ・ 災害時における避難場所としてのインフラ整備
 - ・ 施設管理者への防災訓練実施の徹底
- **自立・分散型エネルギーシステムの導入等（2-3）**
 - ・ 避難所等の電源確保体制の整備
- **帰宅困難者等の保護（2-4）**
 - ・ 交通事業者との連絡調整
 - ・ 食料支援
 - ・ 避難場所の提供
- **災害時防疫体制の構築（2-6）**
 - ・ 災害時における保健師活動マニュアルの策定
 - ・ 感染症対策の推進
- **地域防災力の強化（2-7）**
 - ・ 避難所運営マニュアルの作成促進
 - ・ 避難所運営支援の受入体制の構築
 - ・ 学校における避難所運営体制の整備
 - ・ 被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備
- **防災体制の充実・強化（3-2）**
 - ・ 職員初動体制の整備
 - ・ 指揮命令系統の確立
 - ・ 受援体制の構築
 - ・ 災害対応に関する職員研修の充実・強化
- **庁舎の災害対応力の強化（3-3）**
 - ・ 災害対策本部事務局室（オペレーションルーム）の確保
 - ・ 災害対策本部の予備施設の指定
 - ・ 電力の確保
 - ・ 通信機器の確保
 - ・ 行政データのバックアップ
 - ・ 職員のトイレ対策
 - ・ 職員の食料・飲料水等の確保
 - ・ 燃料及び消耗品の確保
- **発災後のインフラ復旧対策の推進（4-1）**
 - ・ 山梨県電力供給体制強靱化戦略に基づく対策強化
- **通信機能の強化（4-3）**
 - ・ 防災行政無線等による情報伝達機能の強化
 - ・ 光ファイバーケーブルの維持管理
- **災害時応急対策の推進（6-2）**
 - ・ 災害時における給水協力関係の強化
 - ・ 緊急用発電機の維持管理及び新地設置検討
- **災害廃棄物処理体制の整備（8-1）**
 - ・ 災害廃棄物の処理体制の整備
 - ・ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進
- **地域防災力の強化（8-2）**
 - ・ 地区防災計画等の作成促進
 - ・ 避難所運営マニュアルの作成促進
 - ・ 地域防災力の強化を支える人材の育成
 - ・ 災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進
 - ・ 避難所管理者と自主防災組織が連携した避難所訓練の実施
 - ・ 防災士の養成
 - ・ インターネットサイトを活用した寄附金の募集
- **救助・救急体制の強化（8-2）**
 - ・ 地域防災力の中核となる消防団の充実・強化

国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

防災との違い

- 「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるものです。したがって、例えば、防災基本計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「地震災害対策編」「津波災害対策編」など、リスクごとに計画が立てられています。
- 「国土強靱化」は、リスクごとの対処対応をまとめるものではありません。それは、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。そのため、基本計画では、事前に備えるべき目標として、「大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる」「大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる」など8つを設定しています。

(国土強靱化地域計画策定ガイドライン-内閣官房国土強靱化推進室)



発行 鳴沢村

〒401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村 1 5 7 5 番地

TEL 0555-85-2311 FAX 0555-85-2461

策定 令和3年3月